

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十五号
- 三 道路の区域

	旧 新 別
熊谷市佐谷田字飯塚一四二三番一 地 先 から 熊谷市佐谷田字西河内一六八番一 地 先 まで	区 間
一〇・三三〇一四・五六	敷地の幅員 (メートル)
一七九二・四五	延 長 (メートル)
県道熊谷羽生線として存置す る。	備 考